

法人市民税均等割の減免申請書の記入方法について

法人市民税均等割の減免は、郡上市税条例第51条第1項第4号及び第5号、郡上市税の減免取扱要綱第1条第5号及び第6号、第7号に規定されております。

法人市民税均等割の減免を申請される方は、下記に留意の上、提出してください。

1. 減免申請書の提出期限

郡上市税条例第51条第2項の規定により、法人市民税の納期限前7日までに、法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を市長に提出しなければならない。

ア. 法人市民税の納期限

- ① 減免を受けようとする理由「1. 郡上市税条例第51条第4号に該当する法人」
(民法第34条の公益法人)

地方税法321条の8第24項により、前年4月から3月までの間において、事務所、事業所又は寮等を有していた事実に基づいて算定した均等割額を毎年4月30日までにその事務所等の所在地の市町村長に申告納付しなければならない。

- ② 減免を受けようとする理由「2. 郡上市税条例第51条第5号に該当する法人」
(公益その他特別の事情により市長が減免を必要と認めたもの)

地方税法321条の8第1項により、事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内にその事務所等の所在地の市町村長に申告納付しなければならない。

- ③ 減免を受けようとする理由「3. 休業中の法人」
(6ヶ月以上引き続いて事業を休止しているもの)

地方税法321条の8第1項により、事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内にその事務所等の所在地の市町村長に申告納付しなければならない。

- ④ 減免を受けようとする理由「4. 清算中の法人」

地方税法321条の8第5項により、その清算中の事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く)終了の日の翌日から2ヶ月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われる場合には、その行われる日の前日まで)にその事務所等の所在地の市町村長に申告納付しなければならない。

2. 減免申請書の記載について

休業中の法人及び清算中の法人にあつては、減免申請書の事業年度は定款のものを、均等割額は1事業年度を記入してください。

3. 減免申請書の提出について

減免申請書を提出されない場合は、減免ができないこともありますのでご注意ください。

受付印

処 理	整理番号	法人番号

年 月 日 郡 上 市 長 様	本店所在地	(〒 -) Tel() -
	ふりがな 法人名	
	ふりがな 代表者氏名	㊟

法人市民税均等割の減免申請書

郡上市内の主たる 事務所又は事業所	(〒 -) Tel() -
責任者氏名	

下記理由により、法人市民税の減免を申請します。

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	左記の算定期間中 に係る均等割額	円
		納 期 限	年 月 日
減免を受けようとする理由 (減免申請をする理由・事情の詳細・その他参考となるべき事項を明記)			
1. 郡上市税条例第51条第1項第4号に該当する法人 (民法第34条の公益法人) 2. 郡上市税条例第51条第1項第5号に該当する法人 (公益その他特別の事情により市長が減免を必要と認めたもの) ※NPO法人、地縁団体等 3. 休業中の法人(6ヶ月以上引き続いて事業を休止しているもの) (休業の日 年 月 日) 4. 清算中の法人 (解散等の日 年 月 日) 5. その他 (該当事項を○で囲み、その他にあつては内容を明記)			

※この欄は、記入しないでください。

減免対象となる 算定期間	年 月 日から 年 月 日まで	減免となる均等割額	円
-----------------	--------------------	-----------	---

摘 用	
関与税理士名	Tel() -